

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室		農村政策部農村計画課 耕作放棄地活用推進室		耕作放棄地活用推進室長 山内 勝彦		
会計区分	一般会計				施策名		⑥優良農地の確保と有効利用の促進				
根拠法令	食料・農業・農村基本法第23条 農地法(第30条等)				関係する計画、通知等		食料・農業・農村基本計画 (平成22年3月30日閣議決定)				
事業の目的	東日本大震災の被災農地での営農再開が当面困難な場合に、被災を免れた地域や避難先において被災農家等が営農活動を希望する際、これらの地域で耕作放棄地を再生し営農再開する一連の取組に対し助成を行うことにより、営農再開を希望する被災農家等を支援するとともに、耕作放棄地の解消に資する。										
事業概要	現在、農林水産省では、耕作放棄地を再生利用する農業者等を対象に、耕作放棄地対策協議会を窓口として、再生作業(障害物除去、深耕、整地、土づくり等)や基盤整備(用排水施設、区画整理等)、作付・加工・販売の試行、必要な農業用機械・施設等の整備、実証ほ場の設置・運営等を支援しているところである。第3次補正予算では、実証ほ場で被災農家等を雇用する協議会を支援するほか、直ちに代替農地での本格的な営農再開を希望する被災農家等が行う耕作放棄地の土地条件整備(再生作業及び基盤整備)について、定額支援(雑草・雑木等の除去5万円/10a等)を中心に営農再開までの一連の取組に対し助成する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	-		-		-		1,745		1,745		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(年度)						
	耕作放棄地を活用し農業を再開した被災農家者数		戸	450	-		耕作放棄地を活用した被災農家等の代替農地確保面積		ha	() 839	
単位当たりコスト	208(千円/10a)				算出根拠		過年度の既存事業(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)の実施地区の平均単価より算出				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						復興基本方針の5(3)③(ii)において、「農業者による経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援する」、「被災地でもう一度農業を営むことができるよう経営再開まで切れ目のない支援を行う」とされていることを踏まえ要求するもの。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災による被害を受け、耕作放棄地の再生による代替農地確保を希望する被災農家等が出てきており、今後、増加する可能性がある。被災農家等の収入確保及び営農意欲の維持、被災した産地の存続のためには早急な支援が必要である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						被災農家等の収入確保や営農意欲維持に資する効果が見込まれると同時に、耕作放棄地における作物生産再開による農地の確保と有効利用の促進の効果も見込まれる、他に類似事業のない効果の高い事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本事業は既存事業(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)のスキームを踏襲しており、当該既存事業については、農地の確保と有効利用の促進に資する施策として、政策評価において効率性の検証を行っている。更に本事業においては、被災農家等の生活再建や営農意欲維持にも寄与するという効果の発現が見込まれる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						本事業は、県・市町村、農業委員会、JA等の耕作放棄地の再生利用に関係する地域の機関を構成員とする協議会を通じて、再生作業等を行う農業者や農業者等の組織する団体、参入企業、NPO等を、国が支援する仕組みとしている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業の実施に当たっては、平成23年4月に運用を開始した「農山漁村被災者受入れ情報システム」を活用し、被災農家等が活用できる耕作放棄地の情報を、受入れ先における住まいの情報等と合わせて提供することにより、被災農家等と受入地域とのマッチングを促進することとしている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						本事業の実施主体である耕作放棄地対策協議会は、21年度から実施されている既存事業の実施主体として、既に約8割に近い市町村において整備されており、既存事業の枠組みを踏襲したスキームの活用による円滑な事業執行が可能となっている。					